

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応指針

学校法人浦山学園

警戒 レベル	判断基準		授業 (講義・実習等)	研究・地域活動	事務業務	学内会議	学生の課外活動
	学外の状況	学内の状況					
0	通常（制限なし）						
レベル1 (要注意)	県内において感染者は発生しているが、一定程度に抑えられている。 (Stage 1に相当)	学生や教職員に感染者が発生していない、あるいは、発生するものの学内の活動に影響のないと判断できる。	感染防止措置の上 ・講義・実習の原則対面授業状況により、遠隔授業実施可	感染防止措置の上 ・研究・地域活動の実施 ・セミナー等の実施	感染防止措置の上 ・通常通り	感染防止措置の上 ・対面会議 ・必要に応じてテレビ会議	感染防止措置の上実施
レベル2 (警戒)	県内の新規感染者数が増加傾向にある。 (Stage 2に相当) 近隣県で緊急事態宣言発令	学生や教職員に感染者が発生するものの、学内活動への影響が限定的と判断できる。	感染防止措置の上 ・対面授業と限定的(一部クラス、一部建物)での遠隔授業の実施 実習:受け入れ先施設の指示に従う	感染防止措置の上 ・研究・地域活動の実施 ・セミナー等の実施	感染防止措置の上 ・通常通り	感染防止措置の上 ・対面会議 ・必要に応じてテレビ会議	感染防止措置の上実施
レベル3 (高度警戒)	県内の新規感染者が増加傾向にあり、感染経路不明の感染クラスターが複数確認されている。 (Stage 2に相当) 近隣県で緊急事態宣言発令	学内で感染者が発生し、学内活動を継続する上で、注意を要すると判断できる。	原則遠隔授業とする。 やむを得ない場合又は許可された授業に限り、対面授業を実施する。 実習:受け入れ先施設の指示に従う	・原則、学内での活動自粛 ・外部からの入構は、やむを得ない場合のみ許可する ・感染拡大地域への不要不急の移動は基本的に自粛する	感染防止措置の上 ・通常通り 但し、時差出勤等の推奨	感染防止措置の上 ・対面会議 ・必要に応じてテレビ会議	大学キャンパス内外での屋内での活動は、原則禁止。
レベル4 (緊急事態)	県が特定警戒都道府県に指定される。あるいは大学に対して休業要請される。 (Stage 3に相当)	学内で多数の感染者が発生し、学内の活動を継続する上で極めて深刻な状況と判断できる。	原則遠隔授業とする。	原則、外部からの入構禁止 県外での活動は自粛する	教職員の半数のテレワーク実施	原則リモート会議	大学キャンパス内外での活動は全面禁止

\* 陽性者判明・接触疑い等の案件については、上記指針・通知令2009号（R2.4.30）を基本とし、適宜、所管の厚生センターの見解も考慮し対応を行うものとする。

\* 本活動指針については、適宜見直しを行う事とする。なお、感染者発生時の対応マニュアル・フローも参考にして、活動を行う。